

町政を問う



9月定例会の初日(9/5)に次の事項について一般質問が行われました。

- ◆ 中村 忠行 議員 ① 空き家解消にむけての対応について
- ◆ 沼澤 道也 議員 ① 関係人口増への取り組みについて
② 街なか公営住宅建設の今後の取り組みについて
- ◆ 高橋 芳夫 議員 ① 中小農家に対する支援の拡大を
② 小中学校へのエアコン設置を早急に
- ◆ 須藤 典夫 議員 ① 8月の集中豪雨の被害状況とその対策について
② 「まちの駅」構想について

※質問の順序は通告順となります。

【一般質問とは】
 年4回の定例会で行う。議員が町の行政全般について、事業執行の状況や将来の方針等について所信を質し、あるいは、報告や説明を求めるなどの政策論議の場である。
 町議会では、質問要旨を事前に通告することとし、60分という限られた時間内で、大所高所からの建設的で簡明な質問が求められている。

解体経費を町で全額負担出来ないか

回答 公平性の観点で住民の理解が難しい



中村 忠行 議員

危険空き家解消の推進方策は

中村 忠行 議員 国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に則り、空き家等対策計画の策定をして、法定協議会を設置し、特定空き家等に対する措置を執行するべきでは。

武内町民税務課長 「空家等対策計画」を9月半ばをめどに進めており、協議会の設置については、県内で「空家等対策計画」を策定し、協議会を設置している市町村の例を参考に、設置に向けて検討したい。
中村議員 「町修景形成助成金」を再考して、解体経費について、全

額町で負担出来ないか。町民税務課長 解体経費を町で全額負担となると、公平性という部分で住民の理解が難しい。「空家等対策特別措置法」では、「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定されており、所有者自らが適切に管理することが原則である。「空家等対策特別措置法」では、国及び県は空き家対策の実施に要する費用に対する補助や地方交付税制度の拡充など財政措置を講ずることとされており、今後とも国や県の動向を注視しながら、空き家対策を推進する。

町民税務課長 「町住宅リフォーム総合支援事業」は「県住宅リフォーム総合支援事業」を受けて町が事業に取り組んでいるもので、補助対象となる工事等は、県と同様となっており、県の事業目的及び要件には解体工事が入っていないので、リフォーム事業に解体経費を絡めることはできないが、空き家を売買や相続・贈与で取得し、リフォームを行って居住する場合、6つの要件工事に該当すれば補助対象となる場合もある。

中村議員 「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」を活用し、空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、地方における法務、不動産、建築等の専門家等と連携した相談体制構築が町で必要では。
川崎総合政策課長 移

住・定住の促進、人口流出を抑える観点も含め、利用可能な空き家を紹介し、有効活用を促している。特に、空き家の取引で重要な観点として「売買などでの有償契約でその目的物に通常の注意では発見できない欠陥がある場合に売主が責任を負う」という、「瑕疵担保責任」があり、町では空き家に関しては、紹介にとどめ、売買契約等については、町内で資格を有し、専門的な知識を有する企業を通じて行っており、町内の企業と連携を図りながら、情報共有や対応を行っている。
中村議員 「空き家等の譲渡所得控除」などの施策を活用し、国の「空き家対策の担い手



降雪期の危険空き家

強化・連携モデル事業」を活用して、相続の際や、転居の際に、空き家の発生を抑制するためのアドバイスが出来る体制作りが必要と思うが。
総合政策課長 体制作りについては、総合政策課での対応、あるいは、町内の不動産業者との連携を図りながら、今後も情報共有や対応を行い、制度を熟知しながら個別に対応したい。